

1. 新会計基準に基づく予算・決算・財務諸表の作成

(1) 平成26年度の予算編成時期を念頭に準備

(2) 会計規程・企業管理規程等の見直し

⇒ 各地方公営企業、各地方団体において判断を要するものが多い

① 退職給付引当金の算定方法

② 計上すべき引当金とその算定方法

③ たな卸資産の評価基準、減損会計の適用方法、リース会計の取扱い

④ セグメントの区分方法

⑤ 一般会計との負担ルールの明確化 など

(3) 移行処理に向けた作業の実施(償却資産と補助金等との対応関係の把握、リース契約の確認など)

(4) 会計システムの改修

※ 経常収支不足の企業等における会計システム改修経費は、1/2を上限に一般会計からの繰出し
(その1/2を特別交付税措置)

(5) 新会計基準の実施体制の整備(職員の育成・研修、会計部門と関係部門の連携など)

2. 財務諸表の変化への対応

資産の減少・負債の増加・資本の減少に伴い財務諸表の変化 ~ 見かけ上、財務状況が悪化

(1) 影響の試算・把握

(2) 財務諸表への影響に関し住民・議会・金融機関等の正しい理解を得るための説明

(3) 経営のあり方の見直し(事業再構築、更新投資、債権管理体制、利用料金、抜本的経営体制の見直しなど)

地方団体の対応に関する留意事項(2)

3. 健全化指標等への影響への対応

流動資産の減少・流動負債の増加に伴い資金不足が悪化

⇒ 国において算入対象からの除外措置、算入猶予の経過措置(3年間)により健全化指標等への影響を最大限抑制

(1) 影響の試算・把握

(2) 経過措置の終了等を踏まえた経営努力

4. 資本制度の見直しへの対応

利益・資本剰余金の処分、資本金の減少について地方団体の経営の自由度が拡大

(1) 当該地方公営企業の事業規模、今後のあり方を踏まえた適切な資本政策の検討

⇒ 公共サービスを持続的に提供する経営基盤の確保への配慮

(2) 適正な手続き ⇒ 条例制定や議会の議決が必要

5. 財務規定等の適用範囲の拡大の検討

地方団体でも、自主的かつ積極的な取組みが望まれる

※ 下水道や簡易水道の法適化には特別交付税措置